

基本約款

第1条（本サービスの提供および内容）

乙は、甲に対し、ALSOK安否確認サービス契約書（以下「契約書」という。）および本約款の条件に従って、本サービスを提供するものとする。

2 乙が提供する本サービスの内容は、次の各号に定めるものとする。

(1) 安否確認

甲が登録したメールアドレスに配信またはアプリのプッシュ通知による方法で安否確認を行い、登録または返信された安否状況を集計して、その結果を確認することができるサービス

(2) 緊急連絡

安否確認以外にも、緊急時の連絡としてメールまたはアプリによりメッセージを一斉配信し、登録または返信された応答状況を集計して、その結果を確認することができるサービス

(3) 情報配信

気象災害関連の情報を、設定に応じて配信するサービス

(4) 社内掲示板機能

次条に定める利用者の中で掲示板が利用できるサービス

(5) 家族安否サービス

次条に定める利用者とその家族間で掲示板とメッセージ配信が利用できるサービス

第2条（本サービスへの登録対象）

本契約に基づく本サービスの利用者（以下「利用者」という。）は、次の各号のとおりとし、利用者の上限は契約書「登録上限人数」欄記載のとおりとする。

(1) 甲の役員および社員（契約社員、パート、アルバイトおよび派遣社員等を含む。）

(2) 甲の業務において、安否確認が必要となる甲のグループ会社および取引企業の役員および社員（契約社員、パート、アルバイトおよび派遣社員等を含む。）

2 甲は、自己の責任において、利用者を管理・監督するものとし、利用者が行った一切の行為およびその結果について一切の責任を負うものとする。

3 甲は、利用者との間で生じた紛争等について、すべて甲の責任と負担により解決するものとし、乙は一切責任を負わない。

第3条（本サービス利用環境の整備）

本サービスを利用するために必要なコンピューター端末、インターネット接続環境、および利用者が使用する携帯用通信端末は、甲が自己の責任と負担により準備および維持するものとする。

第4条（IDおよびパスワードの管理）

乙は、甲に対し、甲が安否確認サーバーにログインするために必要なIDおよびパスワード（以下「ログインID等」という。）を提供するものとし、甲は、利用者を除き、これを第三

者に貸与または譲渡してはならない。

- 2 甲は、乙から提供されたログインID等の使用、管理について一切の責任を負うものとし、そのログインID等を用いてなされた一切の行為について、甲が行ったものとみなされることを承諾するものとする。
- 3 ログインID等の管理不備、使用上の過誤、第三者による不正使用等が原因で甲が被った損害の責任は甲が負うものとし、乙は一切責任を負わないものとする。なお、当該原因により乙に損害が生じた場合は、甲は乙に対しその損害を賠償するものとする。

第5条（乙の提供する情報）

乙は、情報配信について、配信の時点で入手し得る最新かつ信頼性の高い情報を配信することに努めるが、その信頼性、正確性を保証するものではない。

- 2 乙は、配信する情報につき、その信頼性、正確性を確保するうえで必要と判断した場合には、その種類および内容を変更または廃止することができる。

第6条（本サービス提供の停止）

乙は、次の各号に定める事由その他の乙の責めに帰することができない事由に該当する場合は、本サービスの提供を停止することができる。

- (1) 天災地変、大規模な伝染病または感染症、暴動、官の処分（乙の責めに帰すべき事由に基づく処分を除く。）、停電、電気通信回線の障害（メンテナンス、電波障害、電波妨害、通信事業者による通信制限等を含む。）、不可抗力その他乙の責めに帰することができない事由
 - (2) 甲または第三者の電気通信設備の障害が発生したとき
 - (3) 甲が第3条に基づき準備および維持する本サービス利用環境に障害または故障が発生したとき
 - (4) 甲、乙または第三者の電気通信設備の保守または工事が実施されるとき
 - (5) 甲が本契約に違反したとき
 - (6) 「ALSOK安否確認サービスご利用申込書」（以下「利用申込書」という。）または「ALSOK安否確認サービス変更申込書」（以下「変更申込書」という。）の記載内容につき虚偽の事実が発覚したとき
 - (7) 本サービスの提供が不可能または著しく困難となったとき
 - (8) 本サービスの利用を継続させることが不適切であるとき
 - (9) その他乙が必要であると認めたとき
- 2 乙は、前項の事由により、本サービスの提供を停止したとき、停止後遅滞なく甲に通知するものとする。乙が本サービスの提供の停止を事前に予測できる場合には、事前に通知するものとする。ただし、乙の責めに帰することのできない事由により通知できない場合はこの限りではない。
 - 3 甲は、甲の責めに帰すべき事由によって乙が本サービスの提供を停止したときは、本サービスを停止している期間中に係る月額料金を乙に支払うものとする。
 - 4 乙は、第1項および前項に基づき本サービスの提供を停止している期間中、本サービスを提供する義務を負わない。
 - 5 第1項に基づき本サービスの提供を停止している期間中、甲は、第9条に定める義務を免れないものとする。ただし、本サービスの通信回線にバックアップ回線を使用しているにもかかわらず

ならず、本サービスの全部を停止し、かつ、当該サービス停止の原因が甲の責めに帰すべきものではない場合はこの限りではない。

第7条（本サービスの廃止）

乙は、自己の都合により、本サービスの全部または一部を廃止することができる。

- 2 乙は、本サービスの全部または一部を廃止するときは、甲に対してサービス廃止日の90日前までに通知するものとする。
- 3 前2項に基づき本サービスの全部が廃止された場合、サービス廃止日をもって本契約は終了するものとする。
- 4 乙は、本サービスの全部または一部が廃止されたことにより、甲および利用者に生じた損害について、一切責任を負わない。

第8条（情報の遅延および不達等）

乙のメールサーバーからの情報の配信が完了したにもかかわらず、乙以外の第三者による電気通信設備またはネットワークに発生した回線の混雑または障害等に起因して生じた甲および利用者ならびにその家族のメッセージ受信の遅延または不達等の不具合に関して、乙は一切その責任を負わない。

第9条（本サービスの利用料金および支払等）

甲は、本サービスの利用にあたり、契約書「契約料金」欄記載の月額料金および初期費用を、契約書「支払条件」欄記載の方法及び期限に従って支払うものとする。

- 2 甲が本契約に定める各料金の支払いを怠ったときは、甲は乙に対し、支払期限の翌日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第10条（本サービスの提供および利用内容の変更）

乙による本サービスの提供は、別に甲が提出する利用申込書の記載に従う。ただし、利用申込書の内容変更を希望するときには、甲は、変更希望日の10営業日前（土日祝祭日を除く。）までに変更申込書を乙に申し入れる。

- 2 乙は、緊急性があると判断した場合は、甲への通知なしに、本サービスの内容を変更することができる。ただし、事後速やかに甲に対し通知を行うものとする。

第11条（基本約款の変更）

乙は、本約款を変更することがある。なお、変更した場合は、本契約は変更後の基本約款が適用されるものとする。

- 2 乙は、本約款を変更する場合は、変更する10日前までに電子メールの送信もしくは乙のホームページに掲載することにより、甲に通知するものとする。ただし、いずれかの方法によるかは、乙が選択できるものとする。

第12条（禁止事項）

甲は、本サービスの利用にあたって、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 本サービスの営利目的で利用（使用、複製、複写、販売、再販売等、形態の如何を問わな

い。) すること

- (2) 本サービスの利用にあたり、甲が利用者から利用料金等の金員を受領する行為
 - (3) 他の利用者に対する妨害行為
 - (4) 本サービスの運営・維持を妨げ、または本サービスの提供に支障を及ぼす行為
 - (5) 本サービス内容を改変または消去する行為
 - (6) 乙の事前の承諾なく第三者に対して本サービスを利用させる行為
 - (7) 本契約に定める甲の権利義務を譲渡または担保に供する行為
 - (8) 乙の知的財産権を侵害する行為
 - (9) 乙の信用または名誉を棄損する行為
 - (10) 法令もしくは公序良俗に違反し、また乙に不利益を与える行為
 - (11) その他本契約で禁止する行為および前各号の行為に準ずる行為
- 2 甲が前項各号の行為を行って生じた紛争等については、すべて甲の責任と負担により解決するものとし、乙は一切責任を負わない。

第13条（権利の帰属）

本サービスにかかる所有権、知的財産権の一切の権利は、乙に帰属する。

第14条（再委託）

乙は、本サービスの提供にあたり、必要に応じ、再委託することができるものとする。

第15条（機密保持）

甲および乙は、本契約に関して相手方から知った情報（次の各号の情報を除き、以下「機密情報」という。）を、善良なる管理者の注意をもって管理し、第三者に開示または漏えいしてはならない。

- (1) 甲または乙のうち、相手方から機密情報を知った者（以下「情報受領者」という。）がその相手方（以下「情報開示者」という。）から知った時点で公知である情報
 - (2) 情報受領者の責めに帰することができない事由によって公知となった情報
 - (3) 情報受領者が情報開示者から知った時点で既に保有している情報
 - (4) 情報受領者が情報開示者から知った情報によらずに独自に開発した情報
 - (5) 情報受領者が正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく入手した情報
- 2 情報受領者は、機密情報を本契約の履行以外の目的に使用してはならない。
- 3 前2項の規定は、次の各号の場合には適用されない。
- (1) 情報開示者の承諾に基づき情報開示者が承諾した第三者にのみ開示する場合
 - (2) 監督官庁、裁判所その他の公的機関の法令に基づく命令、要求または要請に従って当該公的機関に対してのみ開示する場合
- 4 機密情報の守秘義務は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第16条（個人情報の保護）

乙は、次の各号に定める管理を行うなど、個人情報の保護に関する法律および関係法令ならびに個人情報の保護に関する日本産業規格（JIS規格）に従い、本サービスに関して甲から乙に対して開示され、または知った個人情報（以下「本件個人情報」という。）の安全管理

のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

- (1) 本件個人情報に記載または記録された媒体を施錠された場所に保管し、漏えいを防止すること
 - (2) 情報資産管理担当役員を個人情報保護管理責任者とし、本件個人情報を適切に取り扱わせること
 - (3) 本件個人情報を取り扱う従業員に対して必要かつ適切な監督を行うこと
- 2 乙は、本件個人情報を、本契約の履行の目的で使用、複製する。
- 3 乙は、本件個人情報を第三者に開示、提供してはならない。
ただし、次の各号の場合には適用されないものとする。
- (1) 個人情報の保護に関する法律および個人情報の保護に関する日本産業規格（J I S規格）により本人の同意を得ないで本件個人情報を第三者に提供することが禁じられていない場合
 - (2) 本人の同意に基づき本人が同意した第三者にのみ開示または提供する場合（あらかじめ、取得方法およびアないしオに示す項目を通知する。）
 - ア 第三者に提供する目的
 - イ 提供する個人情報の項目
 - ウ 提供の手段または方法
 - エ 本件個人情報の提供を受ける者または提供を受ける企業の業容と乙の関係
 - オ 個人情報の取扱いに関する契約がある場合はその旨
 - (3) 監督官庁、裁判所その他の公的機関の法令に基づく命令、要求または要請に従って当該公的機関に対してのみ開示または提供する場合
 - (4) 本契約の履行に必要な範囲内で委託先に開示する場合
- 4 乙は、本件個人情報を委託先に開示または提供した場合には、本件個人情報が適正に取り扱われるよう、当該委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 5 乙は、本件個人情報に関して、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去または第三者への提供の停止の請求があった場合、および苦情または問合せを受けた場合、速やかに甲に報告するものとし、乙が直接対応してはならない。
- 6 乙は、甲から本件個人情報の取扱状況に関する報告を求められた場合には、報告するものとする。
- 7 乙は、本条の義務に違反する事実が判明した場合には、直ちに甲に報告するものとする。
- 8 乙は、本サービスの遂行期間が終了した場合または甲から削除の請求があった場合には、本件個人情報を削除するものとする。
- 9 甲は、本人から適法かつ公正な手段によって取得した本件個人情報を、乙に提供するものとする。
- 10 甲から乙への本件個人情報の開示および提供は、甲の判断により行うことができるものとする。ただし、乙に本サービスの遂行に必要な本件個人情報が開示および提供されなかった場合、乙は適切な対応ができない場合がある。
- 11 本件個人情報の守秘義務は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第17条（損害賠償）

本契約に関して甲が損害を被った場合は、乙の故意または重大な過失がある場合を除き、そ

の責任を負わないものとする。

- 2 前項の定めに従い乙が甲に生じた損害を賠償する場合は、客観的証明に基づき、月額料金の1か月分を限度額としてその損害を賠償するものとする。ただし、乙の損害賠償の対象には、特別損害、逸失利益および間接損害は含まれないものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、乙は、第15条または第16条の義務に違反したことに起因して機密情報または個人情報の漏えい、滅失、き損等の事故が発生し、甲に損害が生じた場合は、甲に対して実損害を賠償するものとする。

第18条（契約の解除）

甲または乙は、相手方が本契約上の債務の全部もしくは一部を履行せず、または本契約に違反した場合において、催告後相当期間を経過しても当該債務を履行せず、または違反状態を是正しないときは、書面をもって相手方に通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

- 2 乙は、甲の責に帰すべき事由により、本サービスの提供が不可能または著しく困難となった場合は、書面をもって甲に通知することにより、本契約を解除することができるものとする。
- 3 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合には、なんら通知催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 本契約に基づく金銭債務を当該債務の支払期日後30日を経過しても支払わない場合
 - (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算手続開始の申立てを受け、または自ら申立てた場合
 - (3) 差押えもしくは競売開始の決定を受け、または滞納処分を受けた場合
 - (4) 支払を停止したとき
 - (5) 自ら振り出し、もしくは引き受けた手形または自ら振り出した小切手の不渡処分を受けたとき
 - (6) 解散の決議をした場合
 - (7) 監督官庁から営業の取消しまたは停止の処分を受けた場合
 - (8) 暴力、脅迫その他の犯罪を手段とする要求または法的な責任を超えた不当な要求を行った場合
 - (9) 偽計または威力を用いて乙の本サービスを妨害した場合
- 4 前3項により本契約が解除されたときは、解除事由が生じた当事者は、本契約により生ずる一切の債務につき、当然に期限の利益を失う。

第19条（中途解約）

甲は、「ALSOK安否確認サービス解約申込書」（以下「解約申込書」という。）を乙に提出することにより、本契約を解約することができる。

- 2 甲は、解約申込書の提出について、解約希望日の1か月前までに乙へ提出するものとする。
- 3 中途解約による残存期間等の解約料金は発生しない。

第20条（反社会的勢力の排除）

甲および乙（その代表者、責任者、実質的に経営を支配する者、役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。下請負が数次にわたるときはそのすべてを含む。

以下本条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する事由があるときは(該当するおそれがある場合も含む。)何ら通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除することができるものとする。この場合、本契約を解除された者(以下「被解除者」という。)は、その相手方(以下「解除者」という。)に対して損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、元暴力団(ただし、警察が離脱支援した者で、かつ、暴力団員でなくなった日から5年を経過した者を除く。)、共生者、総会屋、または社会運動等票榜ゴロ等(以下、総称して「反社会的勢力」といい、平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の「企業が反社会的勢力による被害を防止する指針」に定義する「反社会的勢力」に該当するものを含むものとする。)であると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 反社会的勢力を利用するなどとしたと認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信頼を棄損し、もしくは相手方の業務を妨害する行為などを行ったとき
- 2 甲および乙は、その下請業者等(取引を含む、以下同じ。)が第1項各号に該当することが当該下請業者との間の契約締結後に判明した場合には、直ちに当該下請業者等との当該契約を解除し、または契約解除のための措置を取らなければならないものとする。
- 3 甲または乙が、前項の規定に違反した場合には、相手方は、違反し当事者に対し、何らの通知または催告を要しないで、直ちに締結している本契約を解除できるものとする。この場合、被解除者は解除者に対し損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

第21条(有効期間)

本契約の有効期間は、契約書「有効期間」欄記載の期間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示ないときは、更に1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

第22条(権利義務の譲渡禁止)

甲および乙は、本契約に基づく地位を第三者に譲渡し、転貸し、または担保に供することはできない。

- 2 甲である法人または乙である法人、もしくは団体が合併により甲または乙たる地位を継承させたときは、当該地位を継承した法人もしくは団体は、相手方に速やかにその旨を申し出なければならない。

第23条(紛争解決)

本契約について紛争を生じた場合には、日本法を準拠法とし、日本国内の紛争機関(裁判所など)においてこれを解決するものとする。

第24条（協議事項）

甲および乙は、互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行するものとし、本契約に記載のない事項、または本契約の解釈に疑義が生じた場合は、法令、商慣習等によるほか甲乙誠意をもって協議のうえ、解決をはかるものとする。

以 上